平成２８年（フ）第１４７６号
横浜市金沢区釜利谷東１丁目37番２号　グリーンガーデン金沢文庫204
債務者　中島　康宏
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５６７号
横浜市保土ケ谷区仏向西16番16号
債務者　高橋　正則
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５７７号
横浜市鶴見区下末吉３丁目12番15―209号
債務者　佐々木　萌
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５２６号
横浜市磯子区栗木３丁目５番17号　ＳＮＪ洋光台103号
債務者　山崎　　進
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５３６号
神奈川県海老名市中新田２丁目21番27―101号
債務者　藤井　俊成
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５３８号
横浜市緑区上山２丁目９番１号
債務者　丸田　未来（旧姓井澤）
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第６８６２号
東京都大田区西蒲田４丁目21番19号
破産者　ワイエステック有限会社
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８６３号
東京都大田区西蒲田４丁目21番19号
破産者　株式会社篠田製作所
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８６４号
東京都大田区西六郷１丁目50―７、開始決定時の住所東京都大田区西蒲田４丁目21番19号
破産者　篠田　幸彦
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５１５号
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目15―９―301
破産者　塚田　　徹
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３９６号
東京都足立区入谷５丁目９番15号
破産者　有限会社エレガンスオート
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７１８号
東京都荒川区西日暮里６丁目53番10号
破産者　昭和工芸株式会社
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０００号
東京都国分寺市戸倉４丁目31―３　プレイリーハイムⅡ　107
破産者　亀田　勝彦
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０９５号
東京都墨田区向島５丁目27―13
破産者　白井　英子
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１３１号
東京都杉並区下高井戸４丁目25―７
破産者　星野　有義
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８５６号
東京都台東区浅草橋３丁目７番１号
破産者　株式会社アメニティ・トゥエンティフォー
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８５７号
千葉県千葉市緑区土気町1553―23
破産者　橋口　信一
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８７５号
東京都足立区青井３丁目１番18号
破産者　株式会社宮島
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部